# 静岡県浴場業許可取扱要綱の一部改正について

# 1 概 要

公衆浴場(銭湯、サウナ等)の入浴者の衛生及び風紀に必要な措置については、公衆浴場法に基づき、都道府県が当該措置の基準を定めることとされております。

近年、入浴施設の営業形態が多様化している中で、営業形態によっては、現 行の静岡県浴場業許可取扱要綱(以下、「要綱」という。)で定める構造設備の 基準が、事業者に過剰な負担を強いる場合がありました。

昨今の社会情勢の変化や、現在想定される新しい入浴形態に対応するため、 公衆衛生上支障がない範囲内において、知事が要綱に定める構造設備基準を緩 和できる「特例規定」を新たに設ける改正を行います。

## 2 改正内容

知事が特別の理由があると認めるときに、公衆衛生上支障がない範囲内で、 要綱に定める構造設備基準を緩和することができる「特例規定」を追加する改 正を行います。

(静岡県浴場業許可取扱要綱の一部改正)

#### 第3 一般公衆浴場の構造設備の基準

一般公衆浴場の構造設備が公衆衛生上 不適当であると認めるときとは、当該構造 設備が次に掲げる基準を満たさない場合 とする。

(1)~(6) (略)

第4 その他の公衆浴場の構造設備の基準 その他の公衆浴場の構造設備が公衆衛 生上不適当であると認めるときとは、当該 構造設備が第3に掲げる基準を満たさな い場合とする。

(新設)

#### 第3 一般公衆浴場の構造設備の基準

一般公衆浴場の構造設備が公衆衛生上 不適当であると認めるときとは、当該構造 設備が次に掲げる基準を満たさない場合 とする。

(1)~(6) (略)

第4 その他の公衆浴場の構造設備の基準

その他の公衆浴場の構造設備が公衆衛 生上不適当であると認めるときとは、当該 構造設備が第3に掲げる基準を満たさな い場合とする。

### 第5 構造設備の基準の特例

知事は、特別の理由があると認めるとき は、公衆衛生上支障がない範囲内におい て、第3及び第4に規定する構造設備の基 準を緩和することができる。